

## 1. 地方公会計の整備

現行の地方公共団体の会計制度は、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、現金主義会計では把握できない情報（ストック情報等）を把握し、未来への施策・各種計画の参考とするため、発生主義による複式簿記による財務書類の作成が必要との見方が強まっています。

そのような中、総務大臣通知（平成 26 年 5 月 23 日付け）により、新公会計制度が始まり、統一的な基準による固定資産台帳と財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成の要請がなされました。

本町では、この流れを受け、平成 28 年度決算から統一的な基準による財務書類を作成しております。その中には、普通会計を対象とする「一般会計等財務書類」、特別会計・企業会計を含めた町全体の会計を対象とする「全体会計財務書類」、一部事務組合や第 3 セクター等を含めた各関係団体全てを含めた「連結財務書類」があります。

新公会計制度は、「資産・債務の適切な管理」「財務情報の明瞭開示」を目的とした制度であり、これに則り、つるぎ町の財務書類を公表致します。

## 2. 各財務諸表について

### (1) 貸借対照表（BS）

現行の現金主義会計である地方公共団体の決算書は、単年度での歳入・歳出の把握には優れていますが、現在の資産や負債が把握しにくい物となっています。

貸借対照表は、表の左側（借方）に町が保有する土地や建物、基金等の資産を示し、右側（貸方）にその資産を形成することにより、これから負担しなければならない「負債」と、これまでに負担した「純資産」が示されています。

### (2) 行政コスト計算書（PL）

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書にあたるものでありますが、行政サービスに要した費用を明確にすることを目的とした物です。

単年度の福祉サービスの提供にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストと、行政サービスの対価として徴収する使用料等を対応させて示した物です。

### (3) 純資産変動計算書（NW）

純資産変動計算書は、年度中に純資産がどのように増減したかを示した物です。

純資産が増加すると、未来への負担が減少したことを示し、逆に減少は、必要な負担を未来へ先送りしたことを意味します。

### (4) 資金収支計算書（CF）

1 年間の資金の増減を、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支に区分し、残高を示した物で、各活動に要した資金が分かります。

### 3. 対象となる会計の範囲

